

「国際的な連携及び交流活動」評価報告書

(平成14年度着手 全学テーマ別評価)

滋 賀 医 科 大 学

平成16年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が行う評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その結果を、大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の教育研究活動等について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構が行う評価は、今回報告する平成14年度着手分までを試行的実施期間としており、今回は以下の3区分で評価を実施した。

- (1) 全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)
- (2) 分野別教育評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)
- (3) 分野別研究評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)

3 目的及び目標に即した評価

機構が行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、目的及び目標が、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることを前提とした。

全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」について

1 評価の対象機関及び内容

本テーマでは、大学等が行っている教育研究活動等を基盤とした国際的な連携や交流活動について、全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者から要請のあった全国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球環境学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)とした。

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去5年間の状況の分析を通じて、次の3つの評価項目により実施した。

- (1) 実施体制
- (2) 活動の内容及び方法
- (3) 活動の実績及び効果

2 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を平成15年7月末に機構へ提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、平成16年3月の大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「目的」、「国際的な連携及び交流活動に関する目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「活動の分類ごとの評価結果」は、活動の分類ごとに、各評価項目での観点ごとの活動の状況・判断を記述している。「判断」は、目標を達成する上で、「優れている」、「相応である」、「問題がある」の3種類で示している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」、「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動の分類ごとの状況を総合的に判断して、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・おおむね(貢献して又は挙がって)いる。
- ・相応に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ある程度(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ほとんど(貢献して又は挙がって)いない。

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目ごとに、当該大学等の活動において特徴あるとみなされる点等を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：滋賀医科大学
- 2 所在地：滋賀県大津市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成
(学部) 医学部 (学科) 医学科・看護学科
(研究科) 大学院医学系研究科
(関連施設) 分子神経科学研究センター
動物生命科学センター

- 4 学生総数及び教職員総数
(学生総数): 学部 877 人, 大学院 170 人
(教員総数): 282 人 (教員以外の職員総数): 599 人

5 特徴

本学は、国の一県一医科大学構想に基づき、幅広い教養と医学及び看護学のそれぞれの領域に関する高い専門的知識及び技能を授けると共に、確固たる倫理観を備え、有能にして旺盛な探求心を有する人材を育成することを目的とし、もって医学及び看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することを使命として、昭和 49 年に医学部医学科、昭和 56 年に大学院医学研究科(博士)、平成 6 年に医学部看護学科、平成 10 年に大学院医学系研究科(修士)がそれぞれ設置された。また、実践的な医療を学ぶために、昭和 53 年に医学部附属病院(現在 608 病床)が設置された。

本学では、教育、研究、医療の面で国際交流活動を推進するため、昭和 59 年に国際交流委員会を設置した。昭和 60 年に外国人客員研究員受入規程を整備し、海外の大学との学術交流協定の締結、本学及び国外での国際共同研究の推進、開発途上国における医療の啓蒙活動への参画を行ってきた。平成 2 年には国際交流に資する基金を整備するため、(財)滋賀医学国際協力会の設立に協力し、本学を含め医科学分野における、学生の留学、国際共同研究、国際学会・国際シンポジウムの開催及び参加等に対し、支援してきた。平成 6 年には国際交流会館を建設し、本学の留学生や外国人研究者への居住環境を整備すると共に、事務組織の整備を通じて、外国人滞在者を生活面でも支援している。また、「地域から世界へ発信」をモットーに、研究成果を国際的な学会や雑誌を介し、世界へ発信してきた。さらに、国際的に通用する人材を育成するために、学生に対する語学教育を充実させると共に、海外自主研修を実施することにより、医学・医療を軸とした国際交流の機会を提供している。

目的

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 国際的な活性度を高めるために、積極的に海外の医科大学や医学研究施設・医療機関等との交流を深め、教職員や研究者の相互派遣を促進する。
- 2 海外からの留学生や研究生を積極的に受入れ、国際的な学術交流を行うと共に地域との連携による国際交流活動を支援する。また、将来の国際的な活動を視野に入れた教育や研修の機会を学生に提供する。
- 3 本学で得られた研究成果を国際的にアピールするために、国際学会やシンポジウムの実施及び参加を推進する。
- 4 先端的な医学研究を推進するために、国内外において積極的に国際共同研究を実施する。
- 5 医療や教育に関する活動を通じて、開発途上国に対する国際協力を実施する。
- 6 国際交流会館を有効活用すると共に本学における外国人滞在者に対して、生活及び経済的な支援を行う体制を整備する。また、国際交流に関する情報や実績を世界に向けて発信するための情報システムを構築する。

国際的な連携及び交流活動に関する目標

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 海外の大学や研究施設等との間で相互の交流を促進する。
 - 1-1 外国人研究者を受入れる。
 - 1-2 外国人教員・客員研究員を受入れる。
 - 1-3 教職員の海外派遣を促進する。
- 2 海外の医科大学との間に交流協定締結を促進し、外国人留学生・研究生の受け入れや本学学生の留学を促進する。また、地域的な留学生・研究生のネットワークを構築する。さらに、将来の国際的な活動を視野に入れた教育や研修の機会を学部学生や大学院学生に提供する。
 - 2-1 海外の医科大学との間に大学間交流協定を締結する。
 - 2-2 外国人留学生・研究生を積極的に受け入れると共に近隣の大学や研究教育施設との間で外国人留学生・研究生の交流を支援する。
 - 2-3 実践的の外国語教育を導入し、国際交流のための研修の場を設けると共に学生の海外留学を促進する。
- 3 本学で得られた研究成果等を世界に向けて公開するために国際学会等の開催や参加を促進する。
 - 3-1 国際学会・国際シンポジウム等の開催を奨励する。
 - 3-2 国際学会・国際シンポジウム等への参加を奨励する。
- 4 国内外における国際共同研究を促進する。
 - 4-1 大学間国際交流協定による国際共同研究を推進する。
 - 4-2 政府間協定や科学研究費補助金に基づく国際共同研究事業に積極的に参画する。
 - 4-3 研究者個人またはグループによる国際共同研究を促進する。
- 5 医療ならびに教育活動を通じて、開発途上国を支援する。
 - 5-1 国や地方自治体が行う技術協力事業へ参加する。
 - 5-2 大学独自で開発途上国等への国際教育に協力する。
- 5-3 国際機関等の事業への参加及び共同実施を促進する。
- 6 国際交流支援のための体制を整備すると共に国際交流に関する情報を発信する。
 - 6-1 国際交流会館を有効に活用すると共に大学施設の国際化を行う。
 - 6-2 国際交流のための資金を充実させると共に外国人滞在者のための生活支援体制を整備する。
 - 6-3 国際交流に関する情報公開を促進すると共に国際交流により得られた成果をインターネットを通じて世界に発信する。

対象となる活動及び目標の分類整理表

大学等から提出された自己評価書から転載

活動の分類	「活動の分類」の概要	対象となる活動	対応する目標の番号
教職員等の受入れ・派遣	外国人教員・客員研究員の受入れ及び外国人研究者の招へいを促進すると共に教職員の海外派遣を促進することにより、情報交換の活性化を行う。	(1)外国人研究者の受入れ	1-1
		(2)外国人教員等の任用	1-2
		(3)教職員の派遣	1-3
教育・学生交流	海外の大学との間で交流協定を締結し、相互の交流を促進すると共に外国人留学生・研究生を積極的に受入れ、交流ネットワークを構築する。また、近隣大学等との間で、外国人留学生・研究生の交流を支援する。 国際社会への貢献に資する人材を育成するために学部学生の海外自主研修を制度化し奨励すると共に大学院学生等の海外派遣を促進する。	(1)大学間交流協定の締結	2-1
		(2)外国人留学生の受入れと地域的な交流ネットワークの構築	2-2
		(3)実践的外国語教育の導入と学生の海外留学の促進	2-3
国際会議等の開催・参加	国際学会・国際シンポジウムの開催を促進すると共に研究者の国際学会・国際シンポジウムへの参加を奨励する。	(1)国際会議，国際シンポジウム等の開催	3-1
		(2)国際会議，国際シンポジウム等への参加	3-2
国際共同研究の実施・参画	国際共同研究の振興のために、大学間協定，政府間協定，科学研究費補助金，各種民間団体，研究者個人またはグループによる国際共同研究の実施や参画を促進する。	(1)大学間国際交流協定による国際共同研究の推進	4-1
		(2)政府間協定や科学研究費補助金に基づく国際共同研究事業への参画	4-2
		(3)個人またはグループによる国際共同研究の推進	4-3
開発途上国等への国際協力	医療活動や教育活動による開発途上国支援を促進する。	(1)国，地方自治体が行う技術協力事業への参加	5-1
		(2)大学独自の開発途上国等への国際教育協力	5-2
		(3)国際機関等の事業への参加及び共同実施	5-3
国際交流支援のための体制の整備と情報の発信	国際交流資金の充実を図り，有効な活用を行う。また，国際交流会館の機能を整備し，施設等の国際化を行うと共に，外国人留学生・研究者等に対する生活支援体制を整備する。 国際交流に関する情報公開を促進すると共に，得られた成果をインターネットを通じて世界に発信する。	(1)国際交流会館の運営と大学施設等の国際化	6-1
		(2)国際交流資金の充実と外国人滞在者の生活支援体制の整備	6-2
		(3)情報公開と成果を発信するための情報システムの構築	6-3

活動の分類ごとの評価結果

1 教職員等の受入れ・派遣

実施体制

実施体制の整備・機能 外国人研究者の受入れを実施するために、各講座等からの申請を受けて、妥当性・有用性・支援策を審議する国際交流委員会が置かれ、教授会が全学的な教育研究上の調和性を審議している。事務支援は庶務課が主軸となって関連事務部局と協同して遂行される。国際交流委員会は、学長を委員長として、副学長・附属図書館長・各講座等から選出された委員等、10名で構成されており、全学的な意見が反映されるよう配慮がされ、教職員等の受入れ派遣に係る大学としての方針・推進策を企画・審議している。外国人教員等の任用を実施する組織として、外国人教員を選考するための教官選考委員会、各講座等の長からの申請を受けて、外国人客員研究員の受入れに関して、適格性・国際貢献等を審議する国際交流委員会が設置されている。教職員の派遣を実施するため、教職員の申請を審査する組織として国際交流委員会が置かれている。事務的な支援は庶務課で行っている。各活動に対する実施体制は整備され、また、教授会や学長が最終的な意思決定機関としての役割を担っており、責任は明確になっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。
活動目標の周知・公表 活動の実施担当者及び学外関係者に対して、大学の国際交流活動に係る取組、現状と課題、活動実績を掲載した大学ホームページ、学内メール、自己点検評価報告書等により周知している。外国人教員等の任用の募集情報は、文書を国公立大学等に送付し、大学ホームページにも掲載している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
改善システムの整備・機能 活動状況を把握するため、庶務課が平成11年度以降、年1回は各講座等に対して、事務局において、電子メールにより、受入れた外国人研究者数等の活動実績や外国人教員等の募集状況等を収集して把握している。点検評価委員会でのデータ分析等の報告により、国際交流委員会が問題点の再分析、改善策の検討にあたり、教授会で最終決定される。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 大学の方針として、国際貢献を目的とする募集事業に参加、国外での研究活動や学会活動の推進、交流協定を締結している大学からの研究者の受入れの推進等を行うこととしている。外国人研究者の受入れの活動内容は、外国人客員研究員、大学間交流協定に基づく研究者の受入れとなっている。外国人教員等の任用

の活動内容は、外国語関係科目を担当する外国人教師、外国人教員の任用となっている。教職員の派遣の活動内容は、在外研究員、国際研究集会派遣研究員、国際交流協定による派遣等となっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の方法 学术交流協定を締結している大学の外国人研究者の受入れを推進するため、国際共同研究を基に交流協定を締結した大学とは、共同研究を継続したり、受入れに係る経費を大学が助成する等している。外国人教員等の任用では、大学のホームページを利用して、全国公募を行っている。教職員の海外派遣を推進するため、文部科学省関連事業や国際関連団体からの経費助成事業があれば、学内メールにより全教職員に情報を公開している。資金の獲得のため、国等が募集する奨学金や(財)滋賀医学国際協力会等の助成金を申請する際に、国際交流委員会で学内選考を行っている。財団等からの助成金の公募情報を公開し、学内からの申請を募っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 外国人研究者の受入れの実績は、42名～62名の間で増減し、年平均は約53名となっており、ほぼ講座当たり1名以上の受入実績を得ている。外国人教員等の任用の実績は、平成10年度から平成12年度までは、4名で推移しているが、平成13年度2名、平成14年度3名となっている。教職員の派遣の実績は、158名～196名の間で増減を繰り返し、年平均173名となっている。地域別の内訳では、北米が42%を占め、次いで、アジアが38%を占めている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の効果 外国人研究者の受入れでは、学术交流協定締結大学からの研究者が継続的に新しい人材が派遣されること、大学に派遣された研究者が再派遣を希望すること、研究に関する相談や共同研究の依頼があることから、学术交流協定締結校との間で相互理解が深まっている。優れた外国人研究者による講演を大学院生を対象に実施して、受講した学生が継続して出席したことから一定の満足度を得ていると推測できる。外国人教員等の任用では、任用した外国人教師が継続して雇用契約を希望することから、一定の満足度は得られたと推測できる。教職員の派遣については、国際共同研究、国際学会で得られた研究成果を発表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

2 教育・学生交流

実施体制

実施体制の整備・機能 外国人留学生を受入れるため、書類審査及び受入れの決定を行う大学院委員会が置かれている。大学院委員会は、学長を委員長とし、医学系研究科担当の専任教授で構成されている。学生の海外留学の実施のため、活動の企画・推進組織として、教務委員会が置かれている。教務委員会は、副学長（教育、研究及び厚生補導担当）を委員長として、各講座等から選出された委員 11 名から構成され、バランスがとれている。大学院生の海外留学の実施のため、大学院委員会が学生からの申請の妥当性等を審議している。留学生交流活動の実施するため、学生課が活動の企画・運営に当たっている。事務支援サービスの窓口を一元化するため、全学的な支援組織として、副学長を室長とする教学・事務組織が一体となった国際交流支援室を設けており、全学的な事務支援体制を整備している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。
活動目標の周知・公表 学内外に対して、国際交流活動に係る大学の理念、外国人留学生の募集情報や受入数の推移を掲載した大学ホームページにより周知している。受入れた留学生の情報を掲載した学報を学内の教職員に配布している。学生の海外留学に関しては、大学独自の海外留学制度により学生を募集する際に、学生向け案内資料に制度の目的を明記している。留学生交流事業では、行事の開催情報を文書、学内メール、ポスター掲示等により学内構成員に周知している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
改善システムの整備・機能 活動状況把握のため、庶務課が平成 11 年度以降、年 1 回は各講座等に対して、電子メールにより外国人留学生数等の情報を収集している。収集した情報を基に国際交流委員会で情報の分析、問題点への対応に当たり、改善に向けた対応策は教授会で最終決定される。留学生懇談会や交流会に参加することにより、出席した教員が留学生が抱えている問題点等を把握している。学部学生の海外留学については、教務係が留学した学生及び受入れ先に聞き取り調査を行って情報を収集し、教務委員会で情報の分析、問題点への対応に当たり、改善に向けた対応策は、教授会で最終決定される。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 大学の方針として、大学間交流協定の締結、外国人留学生受入れの増進と留学生交流事業の推進、海外留学の促進をすることとしている。外国人留学生の受入れに当たって、受入れ期間や従事する研究計画等を計画している。学生の海外留学を実施するに当たり、教務委員会が留学期間、受入先等を考慮した計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 教育・学生交流を促進するために、9 校の海外の大学と学術交流協定を締結し、協定を基に留学生の受入れ、学生の海外留学を実施している。地域的な交流ネットワークの構築のため、国際交流の舞台を滋賀県全域に広げることによって、学術交流のみならず文化交流活性化の場として機能することを目指し、地域との連携による留学生交流支援を検討する、滋賀県内の大学長及び滋賀県知事で組織される「環びわ湖連携推進会議」に参加することにより、留学生と小・中・高校との交流や留学生会館の共同設置等の支援を行っている。学部学生の海外留学を促進するため、医学科 4 年生を対象に海外の大学において、医学に関する研究活動に触れ、実際に実験を体験する「海外自主研修」を実施している。看護学科の学生に対しては、外部資金を活用した海外自主研修制度を設けている。また、大学院生を対象に、奨学金助成への申請を奨励している。将来の国際的な活動を視野に入れた教育を実施するため、医学科の学生には必修科目として医学英語、看護学科の学生には国際看護活動論、大学院生には、英語による論文作成を目的とする、特別講義「医学論文作成入門」を開講している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 国際交流協定により、海外の大学から毎年 7~8 名の学生を受入れ、毎年 1~2 名の学生を海外の大学へ派遣した実績がある。外国人留学生の受入れは、毎年 3~4 名を受入れている実績があり、在籍者数でみると、年平均で 19 名が在籍しており、一定した実績が得られている。また、留学生の交流事業が、毎年 3 件~5 件開催され、年平均約 132 名の参加者を得ている。学部学生の海外自主研修により、平成 12 年度 8 名、平成 13 年度 6 名、平成 14 年度 6 名の学生が参加した実績がある。研修先は、アメリカが 14 件と最も多く、次いでカナダが 3 件となっている。大学院生の海外留学は、毎年 16 名~21 名の間で推移している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の効果 大学間交流協定締結については、大学間交流協定校との間での交流セミナーの一環で、ホームステイ先や国際交流会館における人的交流等により、相手大学の学生から「いろんな勉強になって、とてもうれしい」との感想が寄せられ、学生同士の友情や親密な人間関係を育むことができたことから、交流協定締結校との相互理解が深まっている。受入れた外国人留学生が、留学生生活を体験したことにより「日本に来てよかったと思うようになった」と広報誌で感想を述べている。また、平成 11 年に、外国人留学生の追跡調査を行ったところ、帰国後も研究者・医療従事者として活躍している者が多かったことから、外国における研究者・医療従事者の育成に貢献している。医学英語教育は、過去 3 回分の授業について、学生に対してアンケートを集計した結果、94% が概ね好評との意見であった。学生の海外留学では、4

年生で海外留学を経験した学生が、5年生になっても海外で公募されていた「臨床実習生募集」に応募するなど、国際社会を舞台にした学術研究活動を志向する契機となっている。(財)日本国際教育協会の事業である国際大学交流セミナーの実施大学に選ばれ、ハルビン医科大学の学生と大学の学生との間で、生活習慣と健康障害に関するセミナーが実施され、「喫煙対策推進宣言」が採択され、平成15年4月から大学のキャンパス施設内は全面禁煙となった。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

3 国際会議等の開催・参加

実施体制

実施体制の整備・機能 国際会議、国際シンポジウム等の開催は、講座単位で実施されている。国際会議、国際シンポジウム等の参加は、教員単位で実施されている。また、庶務課が事務的な支援をしている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 学内外者に対して、活動の実績を掲載した自己点検評価報告書や大学ホームページにより公表している。また、ホームページやポスター配布と掲示、学会誌又は学会広報誌への広告掲載等により、国際学会の開催に関する情報を周知している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 活動状況を把握するため、庶務課が平成11年度以降年1回は、各講座等に対して、メールにより、国際会議等の開催日時、人数等の情報を収集している。また、国際会議による海外渡航を終えた教員から、学術的な成果を報告するよう義務付けて、活動状況を把握している。収集した情報はホームページや学報等に掲載することにより、各実施担当者にフィードバックするとともに、国際交流委員会が情報の分析にあたり、問題点の把握や問題点への対応策を検討している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 国際会議の開催に当たっては、開催場所、開催テーマ、経費等を考慮した計画を策定している。国際会議の参加に当たっては、参加日時、発表演題等を考慮した計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 国際会議の開催・参加を奨励するため、滋賀医大フォーラム等の全学集会や広報誌を通じて開催・参加を促している。また、大学としての支援制度を情報公開し、関連助成金の公募情報を公開することにより、教員の自発的な意欲向上に努めている。国内外における国際会議の開催・参加に伴う本務の教育・研究・診療等の業務の補完のため、実施主体者が業務補完可能な教員

を所属講座等の中から指名し、職務を代行している。活動の効率化のために、国際会議の開催・参加に関する公募情報等を電子メールやホームページにより周知を図っている。また、会議の主催者、シンポジストとの連絡に電子メールが利用されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 国際会議、シンポジウム等の開催の実績は、平成10～平成11年度は開催実績はないが、平成12年度3件、平成13年度5件、平成14年度7件となっている。学科別に内訳をみると、看護学科による実績は得られていない。国際会議、シンポジウム等への参加の実績は、平成10年度84件から平成14年度130件へと着実に増加傾向にある。参加による渡航先の内訳は、北米が最も多く、44%を占め、次いで欧州が27%を占めている。学科別に内訳をみると医学科が約98%を占めており、看護学科によるものは残りの約2%を占めている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の効果 国際会議を開催した実施担当者からは「きわめてタイムリーかつ有意義であった」との意見が寄せられており、一定の満足度を得ていると推測できる。また、国際会議の開催を契機として、「腸管コリン神経の解明」に関する国際共同研究体制を4カ国・5大学の間で整備し、共同開催した大学との間で共同研究を立ち上げ、学生の短期派遣を含めて、交流を深めている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

4 国際共同研究の実施・参画

実施体制

実施体制の整備・機能 国際共同研究の実施のため、財政的、研究スペースの再配分等支援策を検討する組織として教授会が置かれ、庶務課が事務的支援を行っている。意欲的な主体性を尊重する大学の方針の下で、活動の実施主体は各教員が担っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 学内外者に対して、大学の国際交流活動の理念や、活動の実績等が掲載された、大学ホームページ、点検評価報告書、年報等により周知している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 活動状況を把握するため、庶務課が平成11年度以降、年1回は各講座等に対して、電子メールにより、国際共同研究の実施件数、相手先、研究課題等の情報を収集している。収集した情報を基に、国際交流委員会で情報の分析、問題点への対応策の検討に当たっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 大学の方針として、国際交流協定締結による共同研究の支援のシステム化、科学研究費補助金を含む公的国際研究事業等への参画の奨励、国際シンポジウム開催の奨励と支援、国際共同研究に関わる若手教員の海外渡航に対する助成をすることとしている。また、個々の国際共同研究を実施するに当たって、研究者の相互派遣、議論方法等を考慮した計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の方法 国際共同研究の活性化を図るため、国際交流協定締結によって共同研究を進めやすい環境を整備している。学長裁量経費により国際共同研究に係る海外渡航経費を助成している。国際共同研究に係る経費を助成する公募情報の公開や獲得資金の運用面での管理・支援等を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 大学間交流協定による国際共同研究の件数は、平成10年度3件、平成11年度4件、平成12年度1件、平成13年度5件、平成14年度3件となっている。政府間協定に基づく国際共同研究の件数は過去5年間に2件、科学研究費補助金による国際共同研究の件数は、平成10年度7件から平成14年度15件へと増加傾向にある。個人又はグループによる国際共同研究の件数は、平成10年度33件から平成13年度69件へと増加傾向を示していたが、平成14年度は53件となっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の効果 これまでの国際共同研究の実績を背景に中国の内蒙古医学院、国立モンゴル医科大学との間で、新たに交流協定締結に向けて検討中である。研究成果報告書には、研究目的を達成できた旨の記述があることから、一定の満足度を得ていると推測できる。共同研究の成果の多くは、国際学会での発表や論文発表を通じて公表されている。国際共同研究による欧文論文は増加傾向にあり、論文総数に占める同論文は5年間平均で14%である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

5 開発途上国等への国際協力

実施体制

実施体制の整備・機能 国、地方自治体が行う技術協力事業への参加、国際機関等の事業への参加を実施するため、希望教員的意思・意欲を尊重する大学の方針の下で、活動の実施主体は各教員が担っている。大学独自の開発途上国等への国際教育協力を実施するために、活動の本務との整合性・妥当性を検討する組織として国際交流委員会が設置されている。大学としての方針・推進策を企

画・審議し、財政的な支援策を検討する組織として、国際交流委員会が置かれている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動目標の周知・公表 国、地方自治体が行う技術協力では、学内構成員に対して、開発途上国等が必要としている事業実施機関等の目的、活動内容、取り決め等を、学内メールや大学ホームページにより周知している。大学独自の開発途上国等への国際教育協力では、学内の教職員・学生に対して、開発途上国が必要とする教育協力の意義を、ホームページやポスター等を通じて周知している。国際機関等の事業への参加では、国際機関等からの公募に記載されている目的や活動内容を、学内メールや大学ホームページにより周知している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
改善システムの整備・機能 活動状況を把握するため、庶務課が平成11年度以降、毎年1回は各講座等に対して、電子メールにより、参加した事業名、事業主体、事業内容等の情報を収集している。平成15年5月には、全学の教職員、学部学生、大学院学生を対象として、国際貢献活動のアンケート調査を実施し、調査結果を大学ホームページで公開している。収集した情報を基に、国際交流委員会で情報の分析、今後の検討課題を提起し、その結果を受けて教授会で対応策を検討している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 国、地方自治体、国際機関等が行う技術協力事業への参加に当たり、対応者、学内・学外での協力体制、相手国における協力効果等を考慮した計画を策定している。大学独自の開発途上国への国際教育協力は、事業の実施に当たって、スケジュールや研修内容等を考慮した計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の方法 大学としては、応募教員や講座等の自主性を尊重し、活動の内容の適切性について、参加希望者及び講座等の専門性や本務との時間的バランスを調整している。事業実施機関等が行う事前研修への参加や本人及び関係諸機関等の確認等を行い、事業実施期間中は電子メールやFAX等により、連絡を密にして参加する教員の安全を常時確認している。相手先・学外関係者に対して、大学の教育・研究・診療活動内容等の詳細や国際交流に関する取組状況を公表することにより、大学としてどのような分野で貢献できるか情報提供を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 国、地方自治体、国際機関等が行う技術協力事業への参加件数は、1件～6件の間で推移し、医学・看護学の分野からの参加があり、全学的な参加実績が得られている。大学独自の開発途上国等への国際協力への

参加件数は、1件～3件の間で推移しているが、毎年着実な実績が得られている。また、医学・看護学の分野からの参加があり、全学的な参加実績が得られている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動の効果 実施主体者ならびに協力相手先から継続的な要請があることから、一定の満足度は得られていると推定される。実施担当者も継続的に国際協力事業に参加していることから、一定の満足度は得られていると推定される。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

6 国際交流支援のための体制の整備と情報の発信

実施体制

実施体制の整備・機能 国際交流会館を運営するための組織として、国際交流会館運営委員会が置かれている。国際交流会館運営委員会は、副学長(館長)、国際交流委員会委員、会館に居住する者の生活上の問題に関する指導・助言する会館主事等 10名で構成され、国際交流委員会で審議された方針の下で活動を実施している。外国人滞在者の生活支援のため、国際交流支援室及び保健管理センターが運営する「なんでも相談室」が設置されている。国際交流支援室は、国際交流に関するあらゆる相談窓口を機能統合する目的で、教学と事務組織が一体となった組織として設置されたものであり、支援組織の整備強化が図られている。英語が堪能な職員「国際交流アシエイツ」を配置することにより、外国人研究者・留学生との円滑な意思疎通を図っている。情報公開と成果を発信するため、大学ホームページ全体は広報委員会が責任を負っているが、国際交流に関するホームページは国際交流委員会の責任において庶務課で管理している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 活動の実施担当者に対して、国際交流会館規定や入居選考基準を配布して周知している。活動の受け手である国際交流会館の入居希望者に対して、大学の国際交流の取組状況や国際交流会館の概要、入居・退去に関する情報等を掲載した大学概要、入居手引き等により周知している。留学生に対しては、大学ホームページにより、近隣大学との共同での事業では、ホームページにリンクを張ることにより、国際交流或いは留学生向けの情報を周知している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 活動状況を把握するため、庶務課が文書又は電子メールにより国際交流会館の入居者数や稼働率を把握し、国際交流委員会では、活動の方針の修正を審議している。外国人留学生を対象に大学や国際交流会館への要望・意見を求め、国際交流委員会や国際交流会館運営委員会で、留学生の意見に対応している。国際交流会館運営委員会において、滞在者からの要望から、会館の運営に際して最長1年しか入居できない

のは現状には即したものとなっていないとの意見が出され、空室状況に応じて延長できるように改善されており、改善システムが機能している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 大学の方針として、国際交流会館については、安価な住居と安全な居住環境を維持し、適宜、老朽化した設備の改善の検討、外国人滞在者からの相談を国際交流支援室で一元的に受け付け、大学と外国人滞在者との双方向のコミュニケーションを実施できるシステムの構築を実施している。情報公開と成果を発信するための情報システムの構築のため、個人単位で入力した情報を自動的に集計及び二次的に加工し、そのまま公開できるようにシステムを構築することを計画している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 国際交流会館では、外国人滞在者に対して、エアコン、冷蔵庫、テレビ等を常備し、民間に比べて家賃を低く設定することにより経済的な支援を図っている。また、外国人滞在者が大学に関する情報を取得しやすいように、施設表示、大学概要や大学ホームページの多言語化を図っている。留学生と研究者に対する相談は、相談窓口の一元化や学内メールを利用した相談により活動の効率化を図っている。国際交流の支援、外国人滞在者に対する研究の支援、国際学術集会の開催や参加に対する支援等に対して、国等からの奨学金、滋賀医学国際協力会等の助成金等を獲得し、運用している。国際交流に関する情報、国際交流により得られた成果を発信するために、大学ホームページにより公開している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 国際交流会館の稼働率は、平成10年度45.5%から平成14年度87.4%へと上昇傾向にある。(財)滋賀医学国際協力会からの資金獲得の実績として、件数は15件～17件で推移し、助成金額は390万円～436万円で推移しており、安定した実績が得られている。国際交流に関する情報、国際交流により得られた成果の発信については、平成15年度に活動が開始されたため、数値化した実績は得られていない。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の効果 大学として統計的に満足度は把握していないが、国際交流会館の入居者に対してアンケート等により、入居後の環境面での不満の意見は寄せられていない。外国人滞在者の生活支援、国際交流に関するホームページについては、近年取組が開始されたばかりであり、成果は得られていない。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

評価項目ごとの評価結果

滋賀医科大学の「国際的な連携及び交流活動」について、当該大学の目的及び目標に照らして行った活動の分類（教職員等の受入れ・派遣，教育・学生交流，国際会議等の開催・参加，国際共同研究の実施・参画，開発途上国等への国際協力，国際交流支援のための体制の整備と情報の発信）ごとの評価結果を，評価項目単位で整理し，以下のとおり，評価項目ごとの評価を行った。

1 実施体制

評価は，実施体制の整備・機能，活動目標の周知・公表，改善システムの整備・機能の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

目的及び目標の達成への貢献の状況

実施体制の整備・機能の観点では，活動の分類「教職員等の受入れ・派遣」に関して，活動の分類に属する個別活動に対応する実施体制は整備され，教授会や学長が最終的な意志決定機関としての役割を担っており，責任は明確になっていることから，「優れている」と判断し，活動の分類「教育・学生交流」に関して，個別活動に対応する実施体制は整備され，事務支援サービスの窓口を一元化するため，教学・事務組織が一体となった国際交流支援室を設けていることなどから「優れている」と判断したが，その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動目標の周知・公表の観点では，大学の国際交流活動の理念や活動実績等をホームページや自己点検評価報告書などに周知していることなどから，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

改善システムの整備・機能の観点では，活動の分類「国際交流支援のための体制の整備と情報の発信」に関して，国際交流会館運営委員会において，滞在者からの要望から，会館の運営に際して最長1年しか入居できないのは現状には即したのものとなっていないとの意見が出され，空室状況に応じて延長できるように改善されており，改善システムが機能していることなどから，「優れている」と判断したが，その他の活動の分類に関しては「相応で

ある」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

国際交流に関する事務支援サービスの一元化及び国際交流に関するあらゆる相談窓口を機能統合する目的で，副学長を室長とする教学及び事務組織が一体となった組織を整備したことにより，支援組織の整備強化が図られており，特に優れている。

外国人留学生を対象に，大学や国際交流会館の要望・意見を文書・電子メールで受け付ける等の情報収集を行い，情報収集した情報に基づき，国際交流委員会や国際交流会館での要望・意見への対応する改善システムが整備されている。また，国際交流会館運営委員会において，滞在者からの要望から，国際交流会館の空室状況に応じて入居期間が延長できる制度に変更し，国際交流会館の稼働率が上昇して，施設の有効利用が図られる成果を上げるなど，改善システムが実質的に機能しており，特に優れている。

2 活動の内容及び方法

評価は，活動計画・内容，活動の方法の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

目的及び目標の達成への貢献の状況

活動計画・内容の観点では，大学の方針として，活動の推進をすすめていること，活動の実施に当たって，場所，経費等を予め計画していることなどから，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動の方法の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

|| 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは，活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を，特に優れた点，特色ある取組，改善を要する点，問題点として記述することとしていたが，該当するものがなかった。

3 活動の実績及び効果

評価は，活動の実績，活動の効果の各観点に基づいて，目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

活動の実績の観点では，活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して，医学・看護学の分野で参加実績があり，全学的な参加実績が得られていることなどから，「優れている」と判断し，その他の活動に関しては「相応である」と判断した。

活動の効果の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

|| 実績や効果の程度（水準）

目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられている。

特に優れた点及び改善を要する点等

国，地方自治体，国際機関等が行う技術協力事業及び大学独自の開発途上国等への国際協力は，医学・看護学の分野からの参加があり，全学的な参加実績が得られており，特に優れている。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該対象機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に意見の申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該対象機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 実施体制、活動の内容及び方法、活動の実績及び効果</p> <p>【評価結果】 「活動の実績及び効果」の項目では、活動の実績の観点では、活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して、医学・看護学の分野で参加実績があり、全学的な参加実績が得られていることなどから、「優れている」と判断し、その他の活動に関しては「<u>相応である</u>」と判断した。活動の効果の観点では、<u>全ての活動の分類において「相応である」と判断した。</u></p> <p>【意見】 この評価結果は、本学が提出した自己評価書における自己評価と比べて、全ての評価項目において評価が下げられ、特に「活動の実績及び効果」では2段階低く評価されています。今回の評価結果に至った理由を開示していただくことを要望します。</p> <p>【理由】 本自己評価では、本学の規模や特徴を考慮して評価を行い、その根拠を自己評価書やヒアリングにおける確認事項に記載しました。貴機構の評価では、自己評価に比べ低い評価となっているが、その判断理由が示されていません。本評価の目的として、「(評価結果を)大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てる」ことが、評価報告書に明示されています。しかしながら、<u>評価の判断基準が示されていない現状では、評価結果を改善に役立てることが不可能と考えます。</u>したがって明確な判断基準の開示を求めるものです。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 観点ごとの状況の程度は、各対象機関に対して既に示している「観点ごとの判断の目安」に基づき、評価項目「実施体制」及び「活動の内容及び方法」では、各着目点に関する状況の分析を通じて、対象機関の置かれている諸条件を勘案した上、目的及び目標を達成するために必要な取組が十分に行われている、または、期待される取組以上に優れた取組が行われていると認められる場合であって、改善すべき点が見いだせない場合に、「優れている」と判断し、目的及び目標を達成するために期待される取組をほぼ行っている状況であり、「優れている」及び「問題がある」に該当しない場合に、「相応である」と判断している。また、評価項目「活動の実績及び効果」でも、同様の視点により判断している。</p> <p>当該大学の取組や活動の状況について、上記「観点ごとの判断の目安」に基づき評価した結果、各評価項目において、ほとんどの観点を「相応である」と判断した。</p> <p>評価項目における貢献等の程度(水準)は、各対象機関に対して既に示している「評価項目ごとの水準の判断の目安」に基づき、観点ごとの判断で、原則として、8割以上の観点において優れており、かつ、大学等において重要な位置付けにあると考えられる活動分類の観点ごとの判断がいずれも優れており、他の活動分類においても、「問題がある」とされるものがほとんどない場合に、「目的及び目標の達成に十分に貢献している」と判断し、5割を超える観点ごとの判断において優れており、かつ大学において重要な位置付けにあると考えられる活動分類における観点ごとの判断が5割を超えて優れて</p>

申立ての内容	申立てへの対応
	<p>おり、「問題がある」とされる活動分類が 1 割程度以下の場合に、「目的及び目標の達成におおむね貢献している」と判断している。</p> <p>当該大学の取組や活動の状況について、上記「評価項目ごとの水準の判断の目安」に基づき評価した結果、各評価項目とも「優れている」と判断された観点が 5 割未満であることから、「目的及び目標の達成に（目的及び目標で意図した実績や効果が）相応に貢献して（挙がって）いる」と判断した。</p>

特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

滋賀医科大学は、国の無医大県解消構想に基づき、昭和 49 年に医学部医学科のみの単科大学として発足し、平成 6 年に医学部看護学科が併設された。滋賀県は、京阪神のベッドタウン化や大学・企業の誘致により近年人口の増加が著しく（H10 年 10 月 132.3 万人 H15 年 5 月 136.5 万人）、外国籍の居住者も増加している（80 カ国 2.5 万人）。また、全国的にも高齢化率が極めて低い地域であり、近い将来には若年層の最多県になるものと予想されている。このように増え続ける県民に対して、福祉や医療の安心・安全システムを提供すること、及び住民のニーズにあった医学情報提供の場を設けることが求められている。本学としては、このような地域の特徴を考慮しつつ、独自の新しい医学・看護学の教育・研究を推進すると共に、高度な医療を提供することによって、人々の福祉の向上に寄与することを目標としている。その成果を滋賀の地から国内はもとより世界に発信し、医学・看護学のさらなる発展に貢献するためにも、国際的な連携や交流をさらに深めると共に、国際的な活躍に資する人材の育成に努めている。

【国際連携に関する本学の課題と将来展望】

< 外部資金の導入促進 > 教職員などの海外派遣、外国人研究者や留学生などの受入れ、本学学部学生の海外自主研修や大学院学生の留学などの状況については、平成 11 年作成の点検評価報告書と比較しても、単科医科大学としては量的にも質的にも高いレベルを維持していると言えるし、交流協定締結大学との間で学部学生の交流を行うなど新しい取組も実施している。しかし、その経費の多く（7 割以上）は私費や委任経理金に頼っており、科学研究費補助金や外国政府・研究施設による公的資金など外部資金の割合は一部に過ぎない。なかでも、学部学生の海外自主研修等への助成については外部資金の道は極めて少なく、学長裁量経費や滋賀医学国際協力会からの助成に頼らざるを得ない。21 世紀における新たな国際連携の展開や交流促進を見据え、学部学生ならびに大学院学生に対し実践的英語教育を推進している本学では、外部資金獲得に対し前向きな取組が必須課題である。

< 情報発信の充実 > 国際学会における研究発表を主な目的とする教員の短期海外派遣が多いことは、本学で得られた医学・看護学研究成果を国際的に発信するという本学の目的に整合した実績として評価できる。しかし、

IT 技術を利用して、それらの成果を国際連携ならびに交流のシーズにするには、本学及び国際交流 HP を多言語化し、国内外の外国人関係者にアピールする必要がある。新たな国際共同研究や海外の大学や研究機関との交流協定締結、さらには海外のベンチャー企業との産学連携を促す意味でも、大学自体あるいは所有する知的財産や技術を国際的にアピールしていくことが重要課題である。また、近隣の大学や地方公共団体との連携も必要な時期にきており、現在進行中の「環びわ湖大学連携推進会議」においても、留学生関連事業を中心に国際連携・交流について検討されている。さらなる有機的かつ効率的な国際交流活動を目指すためにも、それぞれが所有するノウハウや問題点を公開し、実務的な活動に結びつけることが重要である。

< 国際交流支援体制の充実 > 本学を訪れる外国人に対応する事務組織として、教務部学生課と総務部庶務課があり、前者には学部学生と大学院学生をそれぞれ担当する係があり、後者は研究・講演などを目的として来学される研究者などを担当している。もとより、外国人だけでなく個別の目的に適切に対応する組織として有効に機能している。他方、本学に長期滞在する外国人留学生や研究者にとっては、国や大学に対して共通の手続きや情報の取得が必要であり、居住後の生活でも経済や健康面での相談や支援が必要となる。さらに、近隣の大学、地方公共団体や企業などにも同様な外国人滞在者が存在することから、ネットワークが必要かつ有効に機能することが想定される。このような状況に対して、教学・事務組織一体の国際交流支援室が新たに立ち上がった。対応窓口が一本化されたことは外国人滞在者にとって分かりやすいが、法人化後を見据えて、さらに効率的かつ有機的な支援形態（国際交流センターなど）を考案し、学長のリーダーシップが的確かつ迅速に履行される体制を構築することが必須課題である。

< 国際開発協力の促進 > これまでも開発途上国に対して、国・地方公共団体などが主催する技術協力事業や教官・講座等の企画・立案による国際教育等の協力事業を継続して実施してきた。今後、国際開発協力が活発になることが予想されるため、単科医科大学としての専門性と熟達性を鑑み、医療面や医学教育面での開発協力促進が重要課題である。